子ども・子育て支援新制度について

札幌市子ども未来局

子ども・子育て支援新制度が、平成27年４月からスタートしました。

認定こども園は新制度に移り、幼稚園は、「新制度に移行した幼稚園」と「私学助成のままの幼稚園」に分かれています。どちらの幼稚園になるかは、各幼稚園が決定しています。

利用手続や保育料などについては、以下のとおり異なります。

	私学助成のままの幼稚園	認定こども園 新制度に移行した幼稚園
利用手続	保護者と各幼稚園とが直接契約	保護者と各園とが直接契約 （ただし、お住まいの区役所が発行する支給認定証が必要になります**(注１)**。）
保育料	各幼稚園が設定した料金	別表（次ページ）のとおり
保育料等補助	年度末に保育料・入園料の一部を補助（詳細は10ページを参照）	なし（保育料等補助の額を考慮して保育料を設定）
その他の費用 （給食費、通園費等）	各幼稚園が設定した料金	各園が設定した料金

注１　支給認定証の交付を受けるための申請手続は、認定子ども園での教育や幼稚園への入園を希望される場合は、入園申込時に各園から必要書類をご案内します。書類は各園にご提出いただきますので、区役所に行く必要はありません。

認定こども園での保育や保育所への入所を希望される場合は、区役所（健康・子ども課）にて必要書類をご案内します。書類はお住まいの区の区役所にご提出いただく必要がございます。

※札幌市外にお住まいの方の手続きや保育料については、お住まいの市町村によって異なりますので、各市町村にご確認ください。

○利用手続・支給認定証に関するお問い合わせ先

電話：211-2346（子ども未来局子育て支援部保育推進担当課保育推進係）

○保育料に関するお問い合わせ先

電話：211-2987（子ども未来局子育て支援部施設運営課保育料担当係）

別表　認定こども園・新制度に移行した幼稚園の保育料

（平成28年４月１日以降適用）

	入所児童の属する世帯の階層区分				利用者負担額 （　）は二人目の金額
	区分	定　　義		推定年収	
	a	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯		－	０円
☆	b１	ａ階層を除き、 市町村民税が非課税の世帯　※ 市町村民税の所得割が非課税の世帯		～270万円	3,000円 （　1,500円　）
☆	c１	ａ階層及びｂ階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯	77,100円以下　※	～360万円	10,300円 （　5,150円　）
	d		77,101円以上 211,200円以下	～680万円	14,700円 （　7,350円　）
	e		211,201円以上	680万円～	19,900円 （　9,950円　）

※ｂ階層及びｃ階層のうちひとり親家庭等の世帯に係る徴収額
この表におけるひとり親家庭等の世帯とは、母子（父子）家庭の世帯、障がい者（児）同居世帯等をいいます。

	b０	ａ階層を除き、 市町村民税が非課税の世帯 市町村民税の所得割が非課税の世帯	～270万円	０円
☆	c０	ａ階層及びｂ階層を除き、市町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯	～360万円	4,800円 （　０円　）

（備考）

① 保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合（均等割のみ課税の場合は除く）は世帯の市町村民税所得割額の合計によって決定します。

② 市民税の所得割額が、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、保育料を決定します。

③ 階層区分は、４月～８月は前年度分の市町村民税の所得割額、９月～翌年３月は当年度分の市町村民税の所得割額により決定しますので、８月以前と９月以降で利用者負担額が異なることがあります。

④ 推定年収は、夫婦（片働き）と子ども２人のモデル世帯の場合のおおまかな目安です。

⑤ 利用者負担額のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。

⑥ 多子軽減について

・幼稚園年少から小学校３年生までの範囲において、最年長の子どもから順に２人目は半額（（　）内の金額）、３人目以降は無料（０円）となります。ただし、小学校就学前の児童については、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は障害児通所支援、医療型児童発達支援、地域型保育給付の対象事業を利用している場合のみ多子軽減のカウントの対象となります。

・ｂ１、ｃ１階層の世帯（☆の階層）については、多子軽減にかかる年齢制限を撤廃し、保護者と生計を一にする子ども（※）について、最年長の子どもから順に２人目は半額（（　）内の金額）、３人目以降は無料（０円）となります。ひとり親家庭等の世帯（ｃ０階層）については、２人目以降は無料となります。

※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合には「生計を一にする」ものとなります。